

地球環境に配慮するまちに

社会経済活動の変化や人口の増加は、ごみの排出量や資源エネルギーの消費の増加を招いています。ごみ問題は、その処理をめぐって21世紀の大きな社会問題となることが予想されます。

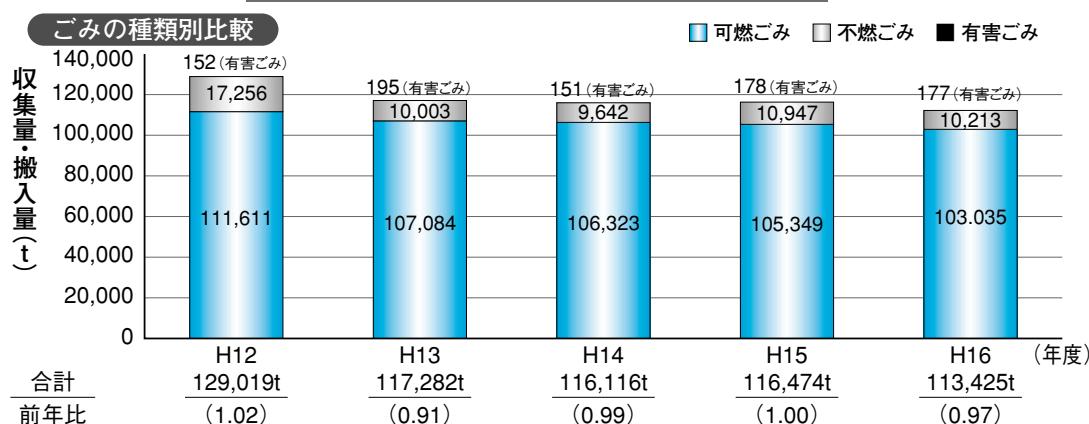
また、資源エネルギーの消費は、資源の枯渇問題だけではなく、二酸化炭素排出量の増加など地球環境への影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

本市のごみ事情

本市では増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料戸別収集(平成13年4月～)、3分別(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)の分別収集(平成14年1月～)を実施しました。また、事業系ごみの減量施策として、古紙類の規制(平成15年10月～)を行いました。

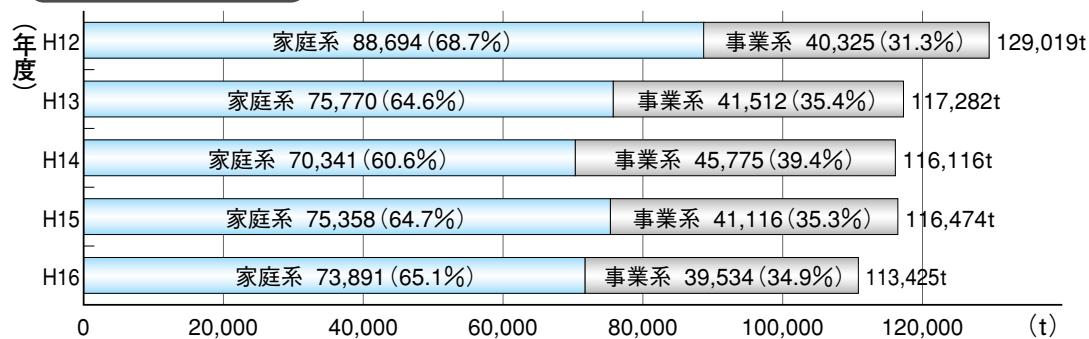
平成16年度のごみ量は、家庭系・事業系ともに皆様のご協力により減少しています。

ごみ収集・搬入量の推移(市内分)



*可燃ごみにはさわやか収集、不燃ごみには発火性危険ごみ・さわやか収集を含んでいます。

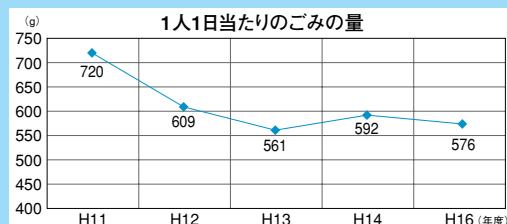
家庭系・事業系比較



家庭から出たごみの量(平成16年度)

[1年間のごみの量]
73,891t
[1日当たりのごみの量]
202t

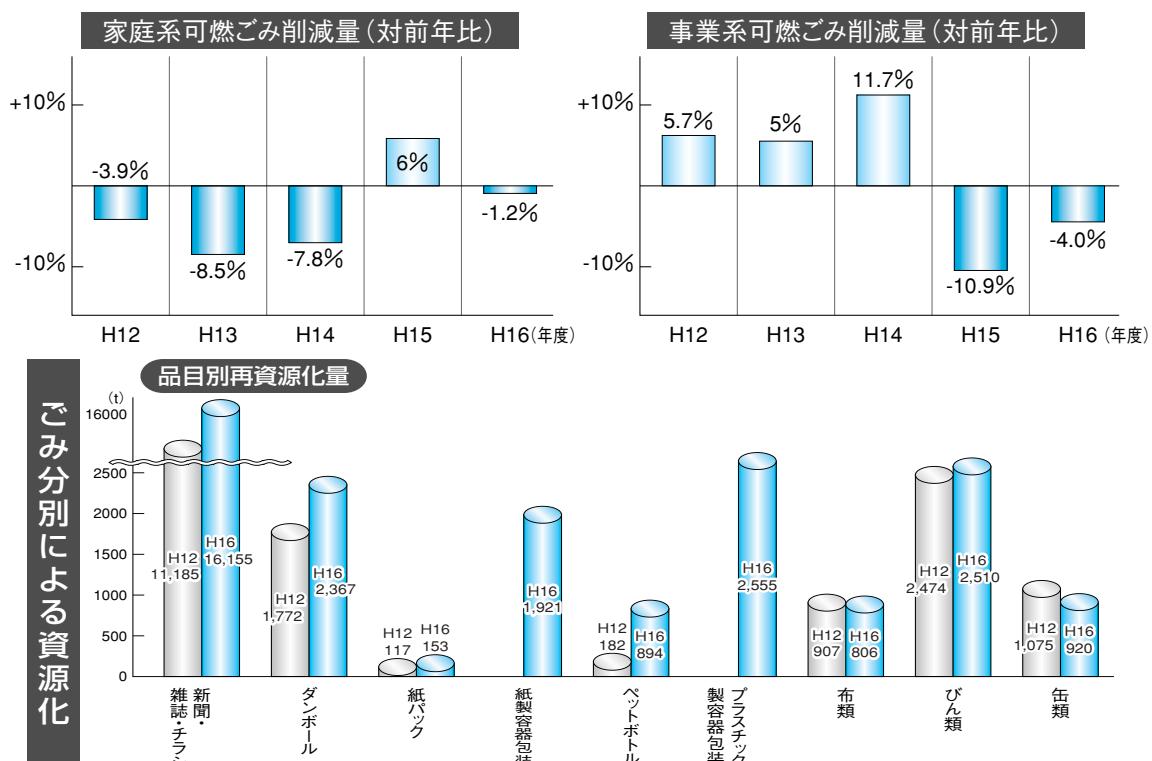
[1人当たりのごみの量]
210kg
[1人1日当たりのごみの量]
576g



平成16年度の一人当たりのごみ処理負担額(資源等含む)は、11,921円
(ごみ処理に要する経常経費の予算額から積算)

行動 9

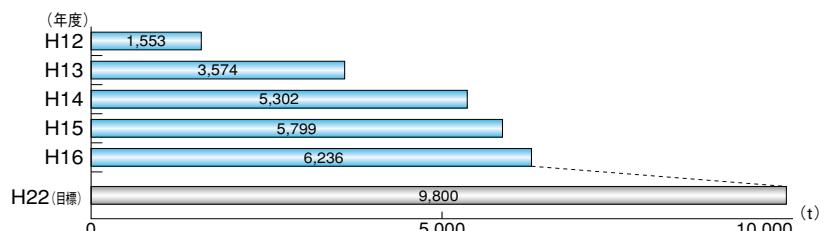
ごみの減量とリサイクルを推進する



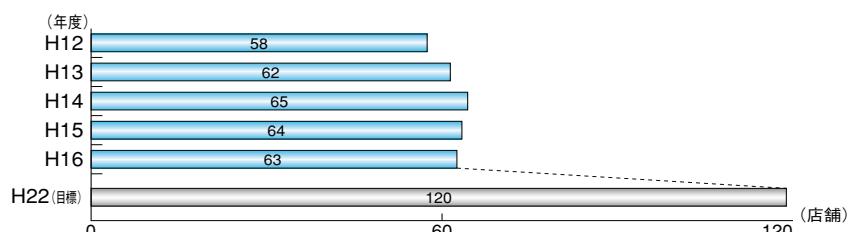
※紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装については平成14年1月からステーション収集を実施

岡崎将来ビジョン

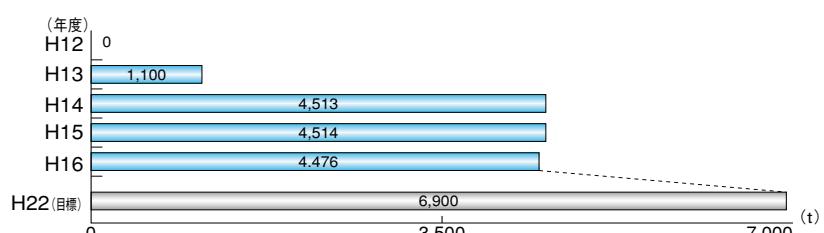
- 回収協力店・
公所での資源回収量



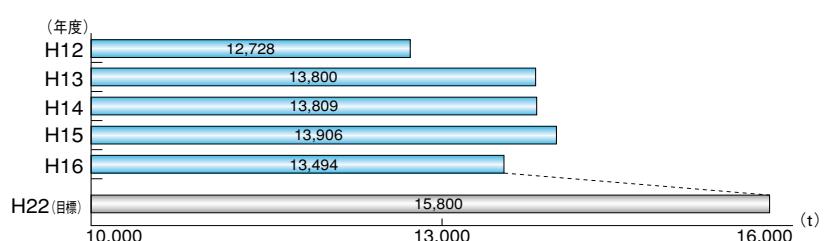
- 資源回収協力店充実



- 容器包装(紙・プラスチック)の収集量



- 子供会・地域等による資源回収量



取組1 家庭でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

1.家庭ごみの減量を支援します

- ノーアンダーパッケージ運動を推進します
- 買い物袋の持参を推進し、家庭から出るごみの減量を支援します
- 市民によるフリーマーケット活動を支援します
- ごみ回収ステーションの整備を推進します
- リサイクル製品の情報提供を推進します
- 資源回収活動を支援します
- 生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します
- ごみの回収方法等について適時見直しを行います
- ごみの減量やリサイクルに関する普及啓発を推進します

実践しよう!ごみを減らすための3R

Reuse
繰り返し使う

Reduce
ごみになるものを減らす

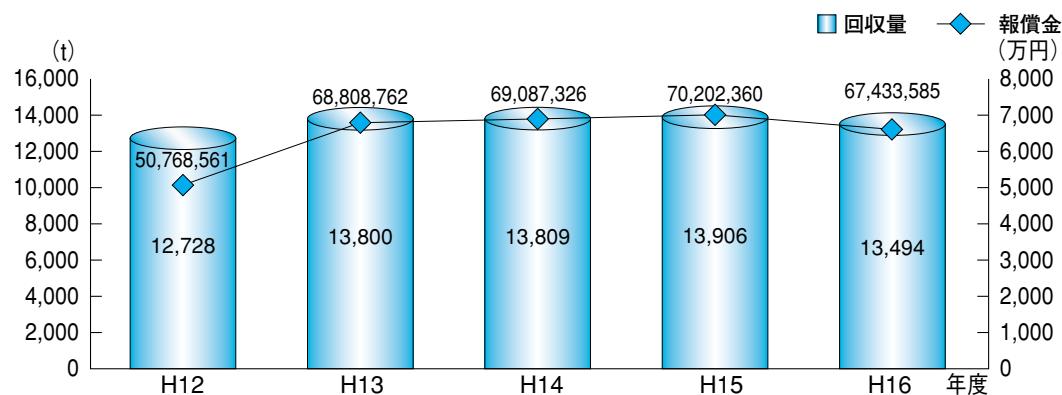
Recycle
資源として使う

例えば?

- ☆買い物袋を持参してレジ袋を断りましょう。
- ☆ばら売り、量り売りを利用しましょう。
- ☆詰め替え商品を使用し、容器を再利用しましょう。
- ☆電化製品が壊れたら修理して使いましょう。
- ☆市の不用品情報交換を利用しましょう。
- ☆再生品を使った商品を購入しましょう。

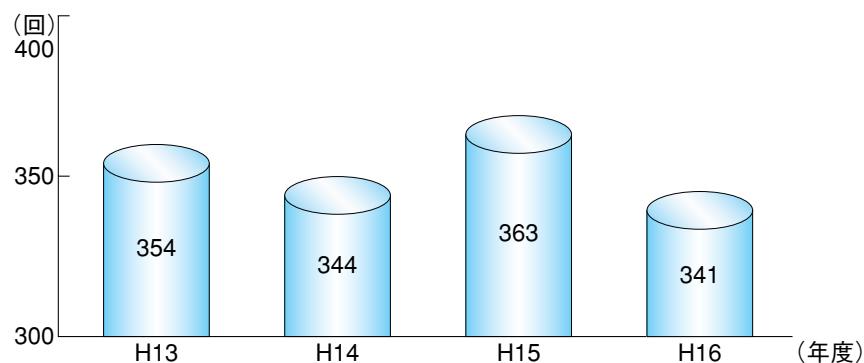
集団回収補助実績

- 集団回収を実施する子供会等の団体に報償金を交付し、空き缶回収に対しては空き缶プレスカーの派遣による側面援助も行っています。



➡ 平成17年度以降も継続予定です。

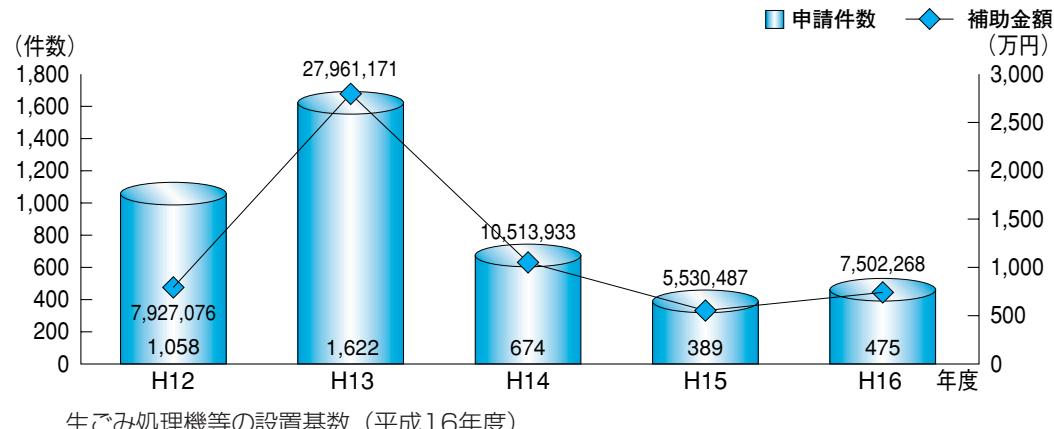
空き缶プレスカー貸与



➡ 平成17年度以降も継続予定です。

生ごみ処理機設置補助実績

●家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。



生ごみ処理機等の設置基數（平成16年度）

コンポスト 62基
ばかし容器 56基
電動式生ごみ処理機 371基

➡ 平成17年度以降も継続予定です。

ごみ減量とリサイクルの啓発活動

● ごみ減量とリサイクルを推進するために、中央クリーンセンターのリサイクルプラザで、資源物のリサイクル、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放しています。また不要品情報交換など、リサイクルに関する情報を広報して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

リサイクルの日入場者数

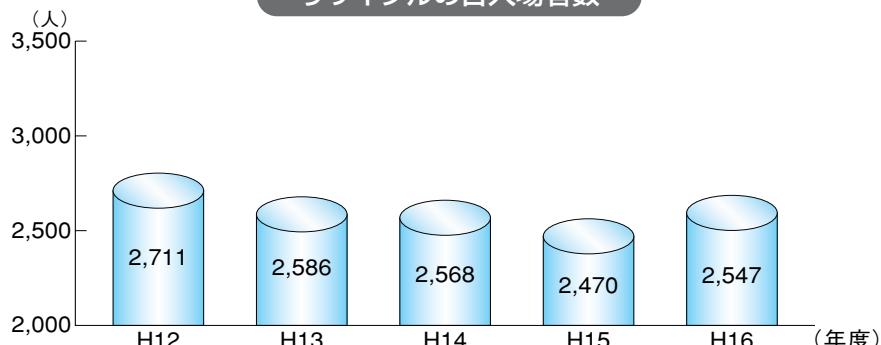


表4-1 リサイクルの日の実績(平成16年度)

入場者数	2,547名
サンドブラスト利用者	573名
吹きガラス利用者	48名
再生家具販売数 (応募総数 1,826件)	213点
再生自転車販売数 (応募総数 1,110件)	177点

表4-2 ごみ減量絵画作品展(小学校・中学校の自由応募)

提出校	50校(小学校39校、中学校11校)
応募者数	1,453名(小学生742名、中学生711名)
入選者数	100名
特別賞	5名
市長賞	林 完治さん(北中学校1年)
市議会議長賞	浜口 修平さん(井田小学校6年)
廃棄物減量等推進審議会長賞	杉浦 美萌里さん(矢作西小学校5年)
教育委員会賞	織田 彩沙さん(岩津小学校2年)
観光協会長賞	山口 真理恵さん(六ツ美中学校1年)
ぬり絵	
提出園数	31園(幼稚園・保育園)
応募者数	2,806名

取組2 事業所でのリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

■事業系古紙類の搬入規制

平成15年10月1日から、事業所から出る古紙について、クリーンセンターへの搬入規制を実施しています。古紙を8分別し、すべてリサイクルすることとしています。

■廃棄物処理の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいいます。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは特別管理産業廃棄物として特別な管理や処理をしなければなりません。

一般廃棄物は、主に家庭から排出される生ごみなどで、市が一般廃棄物の処理計画を策定し、その処理計画に従って処理を行うこととなっています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出されるがれき類、汚泥、廃プラスチック類などで、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正処理しなければなりません。さらに、事業者は廃棄物の運搬、処分を行う場合、法律に多くの基準が設けられており、その基準に従うこととなっています。

■廃棄物関係施設

廃棄物の処理をするための施設（一定規模以上）を設置するときは、設置許可申請（公共施設は届出）を行い、法律に規定された構造基準、維持管理基準など様々な基準を満たさないと設置することができません。市内においての施設は、次に示すとおりです。

表4-3 一般廃棄物処理施設

(平成17年3月31日現在)

施設数	内訳
13施設	ごみ焼却施設7施設（公共3施設、民間4施設） ごみ処理施設（破碎）1施設（民間1施設） し尿処理施設1施設（公共1施設） 再生利用施設1施設（公共1施設） 最終処分場3施設（公共3施設）

表4-4 産業廃棄物処理施設

(平成17年3月31日現在)

施設数	内訳
60施設	焼却施設11施設（民間11施設） 汚泥の脱水施設18施設（公共2施設、民間16施設） 廃プラスチック類の破碎施設6施設（民間6施設） 木くずの破碎施設7施設（民間7施設） がれき類の破碎施設9施設（民間9施設） 安定型最終処分場5施設（民間5施設） 管理型最終処分場3施設（公共1施設、民間2施設）

■廃棄物関係処理業者

事業者が、廃棄物を自ら運搬、処分できない場合は、許可を取得している廃棄物処理業者に委託しなければなりません。市内において廃棄物の収集運搬、処分の許可を取得している業者数は、次のとおりです。

表4-5 一般廃棄物処理業者

(平成17年3月31日現在)

業種名	許可業者数(件)
一般廃棄物収集運搬業	87

表4-6 産業廃棄物処理業者

(平成17年3月31日現在)

業種名	登録許可業者数(件)
産業廃棄物収集運搬業	3,663
産業廃棄物処分業	58
特別監理産業廃棄物収集運搬業	296
特別管理産業廃棄物処分業	3

■自動車リサイクル関係業者

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成17年1月1日から施行されました。

年間国内で約400万台排出される使用済自動車を適正な解体・破碎処理を図るために、法の許可基準を満たす事業者の登録・許可を行っています。

表4-7 自動車リサイクル登録許可業者

(平成17年3月31日現在)

業種名	登録許可業者数(件)
引取業	244
フロン類回収業	80
解体業	13
破碎業	5

■産業廃棄物処理業者の年間取扱実績

表4-8 産業廃棄物収集運搬業者が関与した市外への運搬実績

(平成15年度実績)

種類	市外への運搬量(t)
産業廃棄物	197,839
特別管理産業廃棄物	4,751

※事業者自らが運搬した実績及び収集運搬業者が関与した市内間での運搬実績は把握していません。

表4-9 産業廃棄物処分業者の処理方式別処理実績

(平成15年度実績)

処理方式	処理量(t)
産業廃棄物	334,657
中間処理(脱水)	14,691
〃(乾燥)	275
〃(焼却・ばい焼)	1,739
〃(油水分離)	4,623
〃(乾留・蒸留)	138
〃(中和)	1,283
〃(溶融加熱分解)	73
〃(破碎・粉碎・切断・圧縮)	261,776
〃(発酵処理)	0
〃(選別)	19,739
埋立処分(安定型最終処分場)	3,136
〃(管理型最終処分場)	10,922
その他	20
再生利用	16,242
特別管理産業廃棄物	1,864
中間処理(乾留・蒸留)	25
〃(中和)	1,049
埋立処分(管理型最終処分場)	0
その他	790

表4-10 産業廃棄物処分業者の種類別処理実績 (平成15年度実績)

種類	処理量(t)	市内分(t)	市外搬入分(t)
中間処理	産業廃棄物	320,599	249,882
	汚泥	18,024	11,981
	廃油	1,589	272
	廃酸	492	107
	廃アルカリ	800	74
	廃プラスチック類	24,497	4,234
	紙くず	1,943	198
	木くず	20,512	14,736
	繊維	68	5
	動植物性残さ	18	10
	金属くず	1,279	790
	ガラス・陶磁器くず	7,348	4,775
	鉱さい	66	24
	がれき類	213,190	190,220
	家畜のふん尿	19,127	15,823
	その他	11,647	6,634
	特別管理産業廃棄物	1,864	119
埋立処分	引火性廃油	2	1
	腐食性廃酸	668	5
	腐食性廃アルカリ	381	31
	感染性廃棄物	23	0
	その他	790	82
	産業廃棄物	14,058	9,092
	燃え殻	355	6
	汚泥	1,164	209
	廃プラスチック類	16	0
	金属くず	4	0
	ガラス・陶磁器くず	94	94

表4-11 市内の産業廃棄物最終処分場の状況 (平成16年3月31日現在)

種別	処理量(m³)
安定型最終処分場埋立容量	263,412
既埋立処分量	116,380
平成15年度埋立処分量	3,136
残存埋立容量	143,896
管理型最終処分場埋立容量	153,100
既埋立処分量	133,922
平成15年度埋立処分量	10,922
残存埋立容量	8,256

※市の一般廃棄物最終処分場の容量は含んでいません。

■特別管理産業廃棄物

市内において事業所や医療機関から排出される特別管理産業廃棄物の排出量は、次のとおりです。

表4-12 排出及び処理状況

(平成15年度実績)

種類	排出量(t)	自己中間処理(t)	業者委託処理(t)
特別管理産業廃棄物	1,836	677	1,159
引火性廃油	495	109	386
腐食性廃酸	393	189	204
腐食性アルカリ	333	164	169
感染性廃棄物	529	215	314
その他	86	0	86

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性に優れており幅広く使用されていましたが、生体・環境への影響が多大であることから製造が中止となりました。使用を終え廃棄物となったものを現在処理するための施設がないため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管事業者は責任を持って適正処理することが義務付けられました。

現在豊田市内において処理するための施設を建設しており、平成17年度から処理が開始される予定です。

表4-13 保管状況

(平成16年3月31日現在)

保管業者数	保管量(個)	使用中(個)
194業者	高圧トランス 50 高圧コンデンサ 500 低圧トランス 1 低圧コンデンサ 5,516 柱上トランス 476 安定器 7,590 ほか	高圧トランス 10 高圧コンデンサ 87 低圧トランス 0 低圧コンデンサ 0 柱上トランス 475,000 安定器 2,572 ほか

■廃棄物適正処理指導状況

廃棄物の適正処理のために施設等への立入を行い、問題等がある事業者に対しては行政処分・行政指導を行いました。

表4-14 廃棄物適正処理指導状況

(平成16年度実績)

指導等内容	指導等件数
立入件数	566
うち通常立入	89
緊急立入	477
行政処分	19
営業停止	2
措置命令	10
改善命令	0
行政指導	2
指示書交付	2
指導票交付	9
報告の徴収	1



今後も、廃棄物の不適正な処理の撲滅や廃棄物のリサイクルを推進していくために業者に対して指導・助言また施設等への立ち入りを行う予定です。

取組3 公共施設でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

1.市役所はゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）に挑戦します

- 公共施設から排出されるごみの発生を抑制し減量します
- 公共施設から排出されるごみの分別、再使用・再資源化を推進します
- 全ての紙ごみをリサイクルします
- グリーン購入を実践します
- 建設廃材の再資源化を推進します

■すべての紙ごみのリサイクル

ゼロ・エミッションを推進するために、すべての紙ごみをリサイクルしています。

表4-15 紙ごみリサイクル量

種類	処理量(kg)
用紙類	2,830
ダンボール	170,850
雑誌	222,480
新聞	42,060
※雑古紙類	77,820
機密書類	56,220
計	572,260

※雑古紙類：雑古紙・シュレッダー処理紙・その他の紙類



機密書類は溶解処理し、
トイレットペーパーに再生されています。

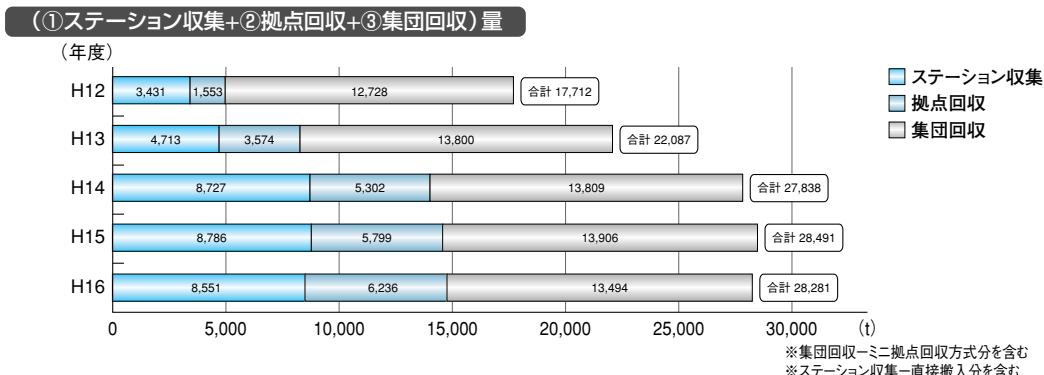
取組4 循環型社会の形成に取り組みます

1.循環型社会の形成に向けた活動を支援します

- 資源物の回収ルートに関する情報を提供します
- 資源物回収協力店舗を増やします
- 容器包装リサイクル法に基づく回収ルートの構築を推進します
- 家電リサイクル法に基づく廃家電製品の適正回収を推進します

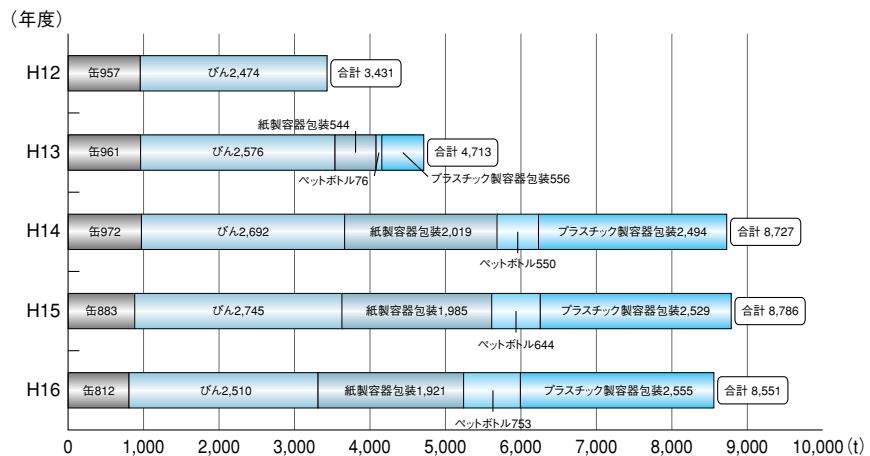
本市の資源化量

本市では資源となるものをステーション収集・拠点回収・集団回収の3種類の形態で収集・回収し、リサイクルを行っています。



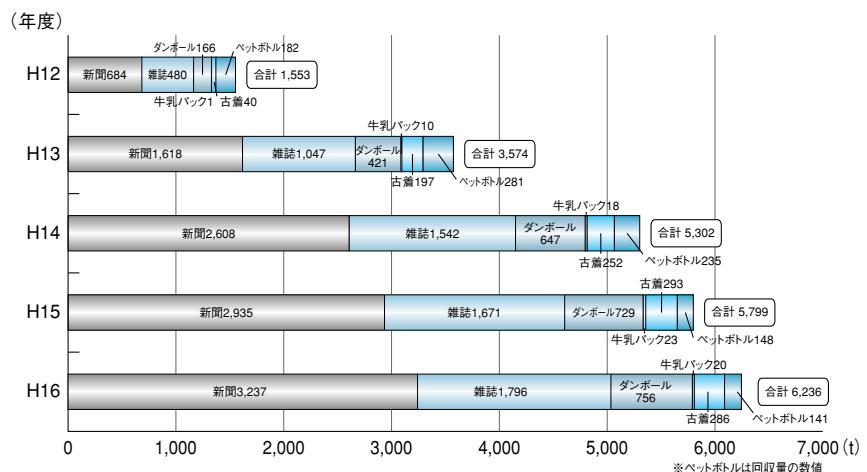
① ステーション収集

資源物(缶・びん)は、中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入、選別処理を行い、資源物を再生資源業者に売却しています。
資源物(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)は、収集し、選別・梱包した後、容器包装リサイクル法で定めたリサイクル先に搬入しています。



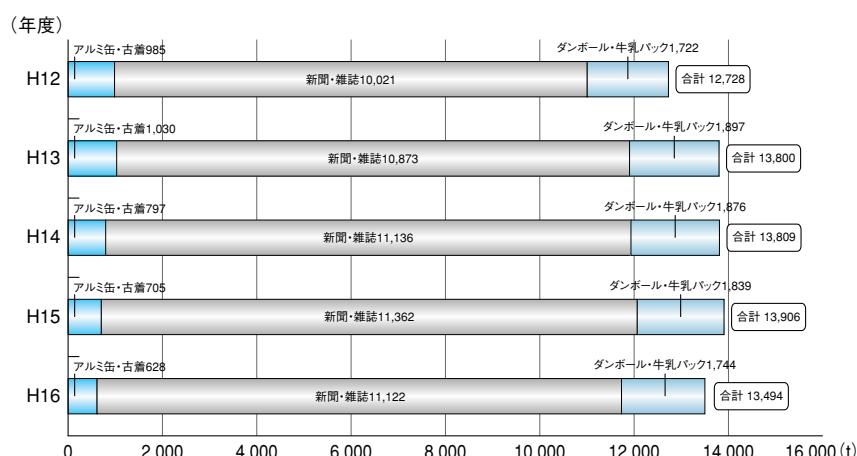
② 拠点回収

市民の方が資源を出しやすくなるため、協力店舗でペットボトル(63店舗:平成17年4月1日現在)と新聞・雑誌(11店舗:平成17年4月1日現在)を回収しています。また、市役所、市民センター等では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル等を回収しています。



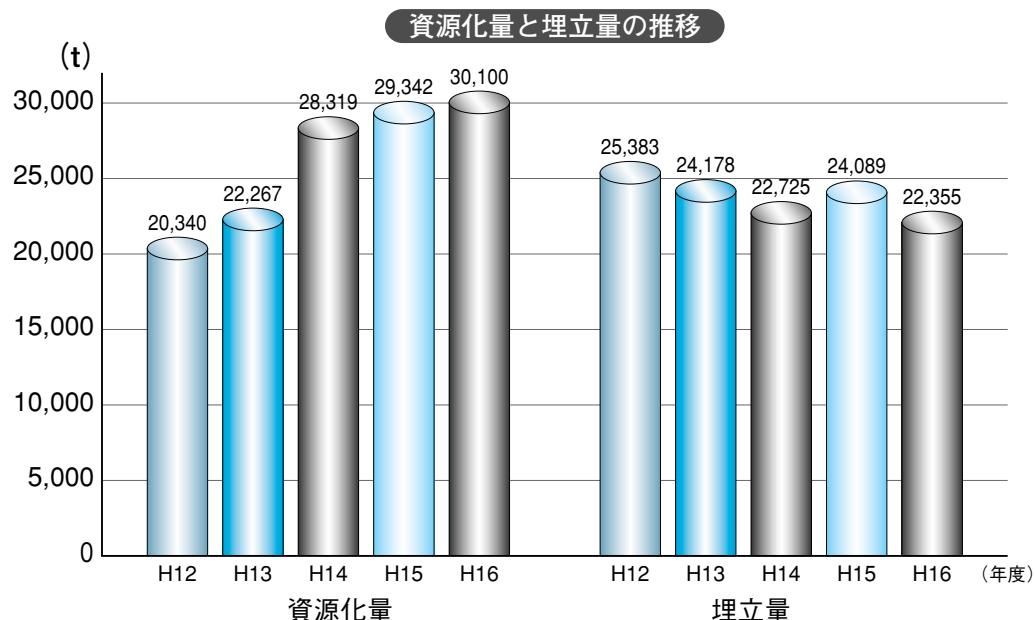
③ 集団回収

市民の方に積極的に資源化を推進していただくために、子供会や町内会等(344団体:平成17年4月1日現在)による集団回収で新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・アルミ缶を回収していただいている。
また、平成15年度からは新たにミニ拠点回収という制度も始めました。

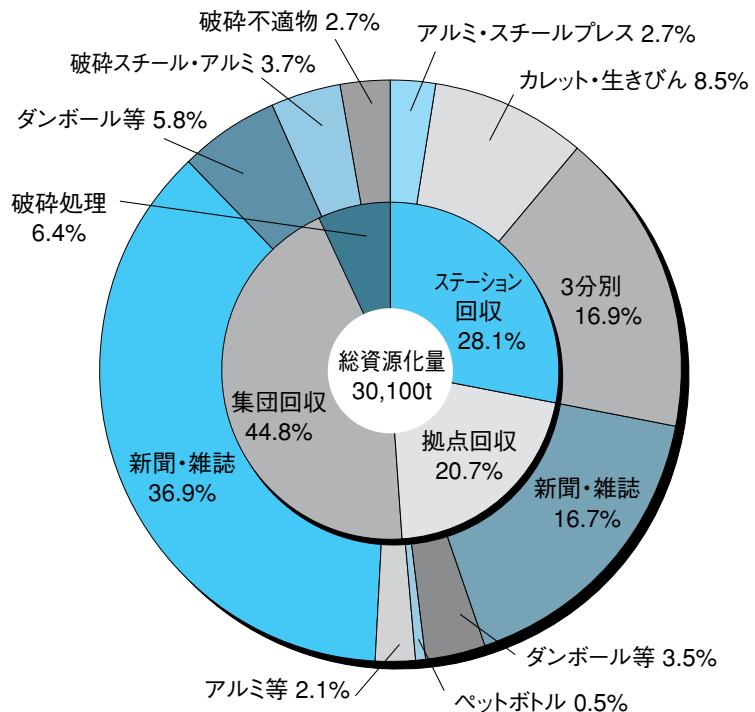


資源化量と埋立量

可燃ごみは中央クリーンセンター・八帖クリーンセンターの処理施設で焼却処理を行っています。
不燃ごみは中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入して、破碎処理しています。破碎後は、可燃物・資源物・残さに選別して、可燃物は焼却施設へ搬入し、資源物は再生資源業者に売却しています。焼却施設から発生する焼却灰と、不燃ごみの残さなどを一般廃棄物最終処分場へ搬入して埋立処理しています。



平成16年度資源化量内訳



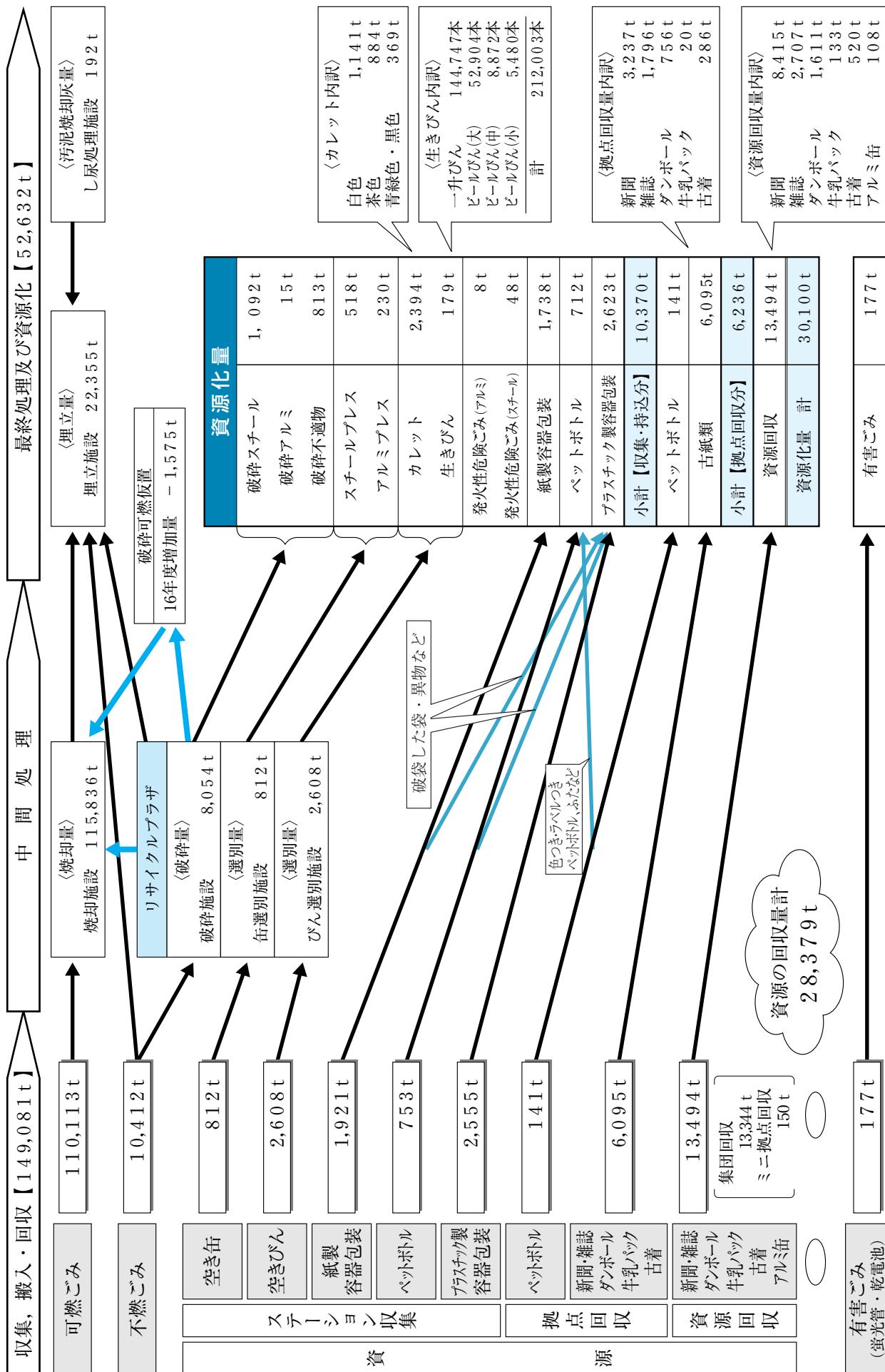
※3分別…平成14年1月14日実施の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装

※破碎処理…不燃ごみの処理過程からの資源物

※破碎不適物…破碎前に選別した資源物

※カレット…ガラスを碎いたもの

平成16年度処理フロー（幸田町・額田町含む）

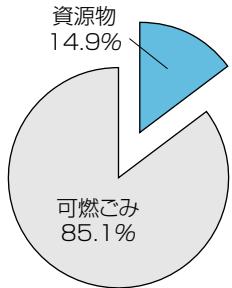


平成16年度ごみ質分析結果

ごみの中には資源になる物が多く含まれています。

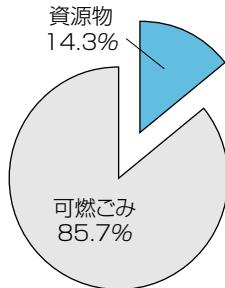
家庭系ごみ質分析結果(ごみステーション分析結果)

可燃ごみ



新聞(チラシ含む)	2.9%
雑誌	2.1%
ダンボール	0.7%
牛乳パック	0.3%
紙製容器包装	1.9%
布・古着	3.4%
ペットボトル	0.2%
プラスチック製容器包装	3.3%
その他	0.1%

不燃ごみ

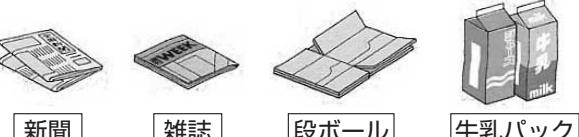
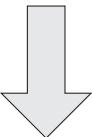


ペットボトル	0.5%
プラスチック製容器包装	3.7%
スチール缶	2.2%
アルミ缶	0.5%
空きびん	0.1%
その他の飲料びん	6.4%
その他	0.9%

※平成16年度4回実施の平均

資源になる紙類が多く混入されています。

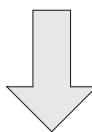
紙類
(6.0%)



地域の資源回収 市役所・支所・回収協力店等の拠点回収へ。

生ごみ
(45.2%)

可燃ごみの約半分(45.2%)は生ごみです。
生ごみを減量すれば可燃ごみの半分が減量できます。



- ◎生ごみを出すときはよく水を切ってから出しましょう。
- ◎できるだけ生ごみを出さないように上手に料理をしましょう。

生ごみ処理機を使って生ごみをリサイクルしましょう。

(本市では生ごみ処理機の購入に対して、最高2万円の補助金を出しています。)

プラスチック類
(可燃ごみ全体の3.3%)
(不燃ごみ全体の3.7%)

プラスチック製容器包装の混入が目立ちます。



上のグラフは重量比のため、可燃ごみの中のプラスチックは約3%と一見少なく見えますが、容積比にしてみるとプラスチック製容器包装は可燃ごみの10%を占めています。

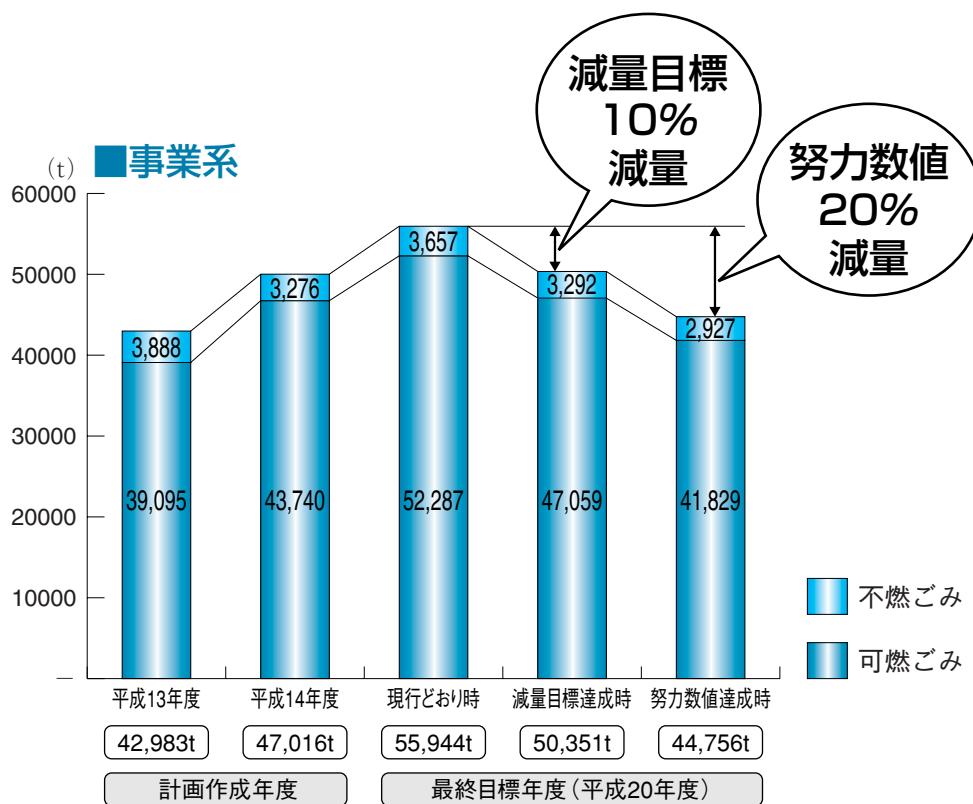
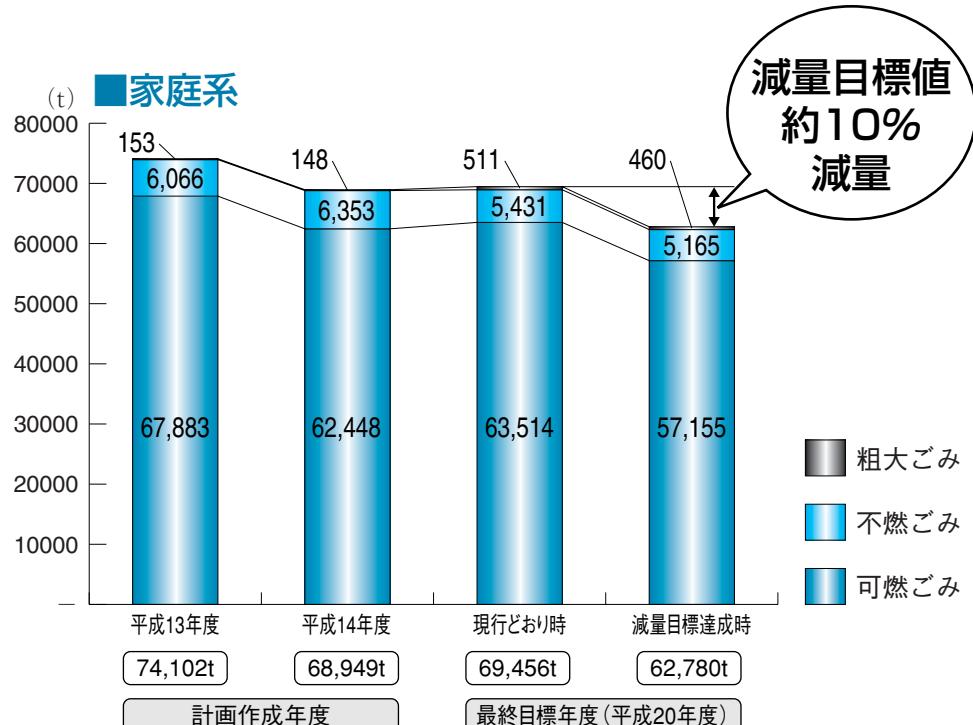
きれいにできるものはプラスチック製容器包装として出しましょう。
買い物袋を持参してレジ袋を断りましょう。

協力加盟店で、レジ袋を断るとエコシールがもらえます。
エコシールを集めると協力店で金券として使えたり、環境にやさしい製品と交換ができます。

ごみ処理基本計画

平成14年度にごみ処理基本計画を見直し、最終目標年度である平成20年度の数値目標を、家庭系ごみを予想される見込み量に対して10%減量、事業系ごみを予想される見込み量に対して10%減量に設定しています。

平成20年度の目標ごみ量

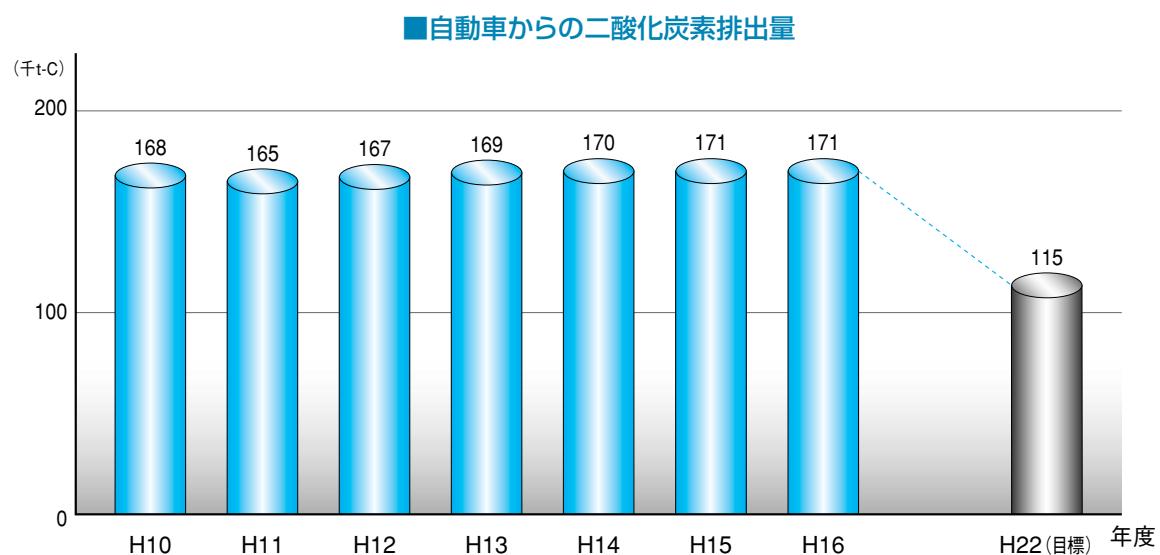
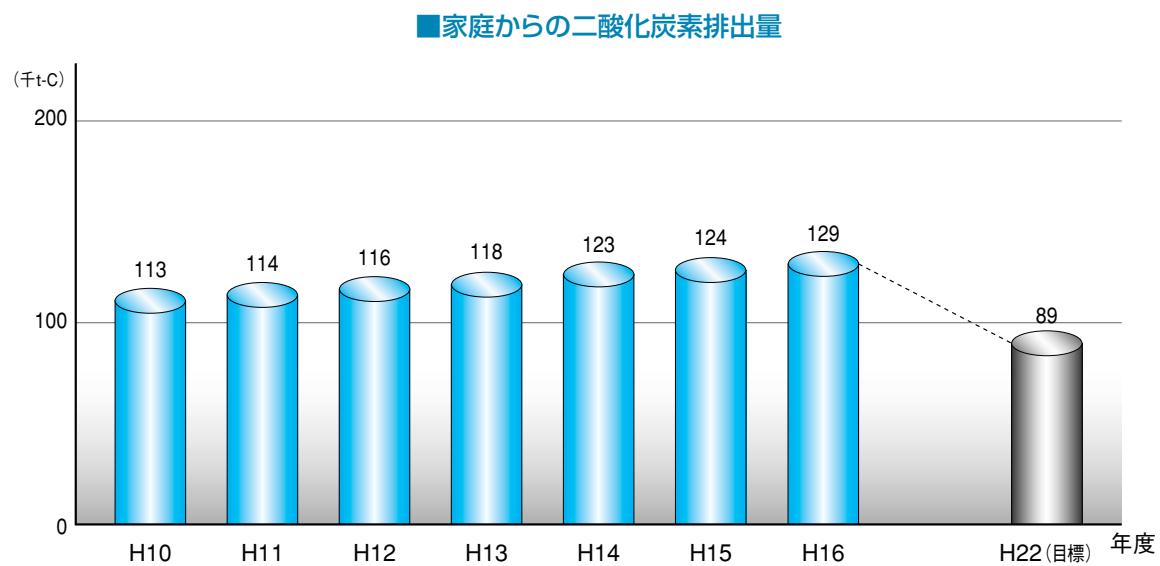


現行どおり時…現行のごみ処理体制が継続された場合のことをいいます。

減量目標達成時…発生抑制やごみに含まれる資源物の分別排出を徹底することで達成される。

努力数値…事業系ごみについては、搬入制限等も含めた対策を行うことで20%減量を努力数値とする。

地球温暖化を防止する



取組1 家庭や事業所のエネルギー消費量を削減します

1.公共交通機関を整備します

- 公共交通網の充実に取り組みます
- 地球温暖化防止活動を支援しています

■アイドリングストップの啓発

市の施設に看板等を設置して、施設利用者や通過車両などへの周知をしています。

〔平成16年度〕 啓発のぼり、看板の設置

➡ 平成17年度以降も継続予定です。

取組2 建物の省エネルギー化に取り組みます

1.公共施設の省エネルギー化に取り組みます

- 公共施設における新エネルギーシステムの導入を推進します
- 大規模開発事業におけるエネルギーの効率化を図ります

2.省エネルギーシステムの導入を推進します

- 市民や事業者が行う省エネルギーシステムの導入について、各種助成制度等も利用しながら支援を行います

取組3 エネルギー消費を管理します

1.環境マネジメントシステムを普及します

- 環境家計簿を作成し、普及します
- 環境マネジメントシステムに関する普及活動を行います
- 市民や事業者の地球温暖化防止活動に対して、市は情報の普及等の支援を行います
- 庁舎における省エネルギー対策を実践します

■住宅用太陽光発電システム設置費補助金

財団法人新エネルギー財団補助対象の発電システムを設置した方に対して補助金を交付しています。

〔平成16年度〕 81基補助

➡ 平成17年度以降も継続予定。

■地域や学校で、地球温暖化をテーマとした学習会を開催しています。

〔平成16年度〕 3回

➡ 平成17年度以降も継続予定。

■省エネルギー施設

市の施設へは、太陽光発電システムなどのエコエネルギー設備を導入しています。

表4-16 エコエネルギー設備導入状況

種類	施設名	設備概要
太陽光発電	環境調査センター 福祉会館 シビックセンター 北部一般廃棄物最終処分場	5kw (発電出力) 8.8kw 20kw 20kw
太陽熱利用	西消防署本署 東消防署本署 中消防署花園出張所 岡崎市民病院	太陽熱温水器
廃棄物発電	八帖クリーンセンター 中央クリーンセンター	1,500kw (発電出力) 900kw
コージェネレーション	岡崎市民病院	1,000kw (定格出力)

➡ 今後も設置について検討していきます。

市役所の環境への取り組みと効果

岡崎市役所は平成12年7月に、環境の国際規格ISO14001の認証を取得しました。はじめは※本庁舎等のみでしたが、その後67公所、岡崎市民病院と認証取得を拡大していき、平成16年度には保健所、シビックセンター、教育文化館の認証取得をしました。

※市役所本館、北館、福祉会館、北・東立体駐車場、情報ネットワークセンター

認証取得の経緯

平成11年8月3日	市長のISO14001認証取得宣言
12年7月	本庁舎等認証取得
13年3月	一般廃棄物最終処分場認証取得
13年7月	定期審査、67公所の拡大審査
13年8月	67公所の拡大登録
14年7月	定期審査
14年8月	岡崎市民病院本審査
14年10月	岡崎市民病院の拡大登録
15年5月	更新審査
16年5月	定期審査、保健所・斎場・シビックセンター・教育文化館の拡大審査
16年6月	保健所・斎場・シビックセンター・教育文化館の拡大登録

市役所の主な取り組み事項

オフィス業務

電気使用量の削減

- 始業前、昼休み等の消灯
- 空調温度の適正管理
- 蛍光灯の間引き
- コピー機・OA機器等の未使用時の電源OFF
- 太陽光発電システム等省エネルギー設備の導入
- 電気機器の適正管理
- エレベーターの使用自粛
- コピー機・OA機器等の節電モードの活用
- 本館エレベーター3基の連動運転

ガソリン・軽油使用量の削減

- アイドリングストップ等経済運転
- 公共交通機関、自転車等の活用
- 不用積載物・空気圧等のチェック
- 低公害車の導入

都市ガス・プロパンガスの使用量削減

- 空調温度の適正管理
- 調理時の余熱利用
- 調理器具の適切な火力調節

A重油・灯油の使用量削減

- 空調温度の適正管理
- 機器の定期的な点検管理
- 運転停止時刻の繰上げ

紙の使用量削減

- 両面印刷、裏面利用の励行
- 文書ファイルの共有化
- 電子データの共有化

再生紙の使用促進

- コピー紙：古紙配合率100%、白色度70程度以下を指定し購入
- 印刷物：古紙配合率70%以上、白色度70程度以下を指定し発注
- トイレットペーパー：古紙配合率100%を指定し購入

文具類等の使用量削減

- 詰め替え製品の購入
- リユース情報（庁内LAN）の活用

廃棄物の削減、リサイクルの推進

- 紙ごみ全てを8分別しリサイクル
- 機密書類を溶解処理しトイレットペーパーに再生
- 作業用手袋：再生PET樹脂使用の商品を選定
- ごみの分別について保育園・幼稚園の園児への教育
- 岡崎市グリーン調達方針に基づき適合品又はエコマーク商品の購入

水使用量の削減

- 漏水の点検及び早期修繕
- ため水の有効利用
- 節水について保育園・幼稚園の園児への教育

産業廃棄物の適正処理

- 産業廃棄物のマニュフェストによる適正処理法的要件事項の自主管理

- 法的基準より厳しい自主基準値の設定

- 定期的な監視、測定

公共工事

廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

- 発生材の再利用促進及び利用方法の検討
- 廃棄物の適正処理の確認
- 施工技術、方法の調査・検討

- 再生品の使用
- 建設副産物のリサイクル

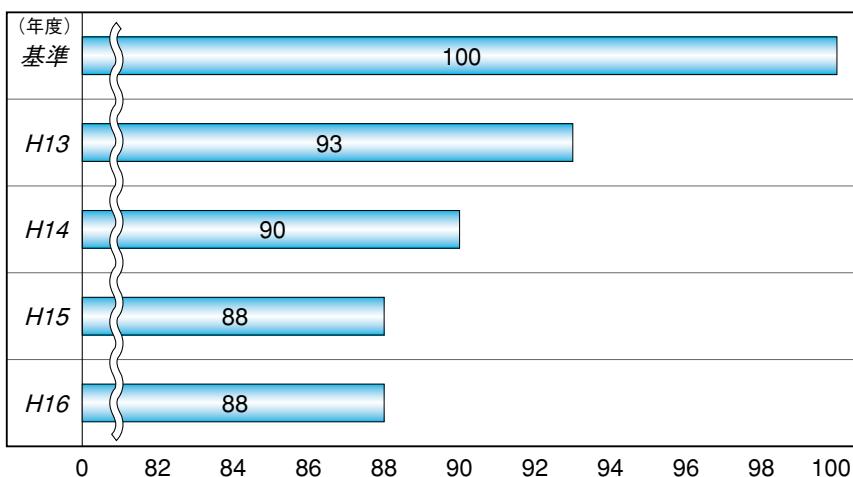
環境配慮型施工の推進

- 特定建設作業届出の管理
- 非熱帯材型枠の使用

- 建設作業における環境配慮チェック

市役所におけるエネルギー削減量

市役所におけるエネルギー削減量を、基準年を100として二酸化炭素排出量に換算しました。



※ここでいうエネルギーとは、電気、ガソリン、軽油、都市ガス、プロパンガス、A重油及び灯油をいい、その使用量を二酸化炭素排出量に換算しました。

2.環境教育を推進します

- 学校教育における環境教育への取組を指導します
- 自然や地球環境に関する環境副読本の作成と活用を推進します
- 小中学校における情報ネットワーク環境および拠点の整備を推進します
- 教育センターの建設を推進します

■学校で環境教室

[平成16年度] 17校、38教室、1729名

➡ 平成17年度以降も継続予定です。

■夏休み環境教室

[平成16年度]

場所：環境調査センター

対象：市内在住小学校4年生以上

内容：平成16年7月22日（火）

午前／かわコース 12名

午後／そらコース 19名

平成16年7月27日（火）

午前／みずコース 26名

午後／つちコース 24名

➡ 平成17年度以降も継続予定です。



保育園の様子